

令和3年12月定例会
(2021年)

議案書
(その2)

11月29日提出

【条例】

市議案第 1 2 0 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例の設定について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和 3 年（ 2 0 2 1 年 ） 1 1 月 2 9 日 提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（ 提案理由 ）

期末手当の支給割合を改正するため，提案するものである。

豊中市条例第 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年豊中市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）	（ 改 正 後 ）
<p>（期末手当）</p> <p>第27条（省略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4）（省略）</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4 特定任期付職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>5～8（省略）</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第27条（省略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の112.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4）（省略）</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4 特定任期付職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」とする。</p> <p>5～8（省略）</p>

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）	（ 改 正 後 ）
<p>（期末手当）</p> <p>第27条（省略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の112.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げ</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第27条（省略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>る区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (省 略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4 特定任期付職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」とする。</p> <p>5～8 (省 略)</p>	<p>区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (省 略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>4 特定任期付職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p> <p>5～8 (省 略)</p>

附 則

- 1 この条例は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第31条第1項に規定する職員に対する令和3年度における同条第6項の規定によりその例によることとされる改正後の条例第27条第2項の規定の適用については、同項中「100分の112.5」とあるのは、「100分の127.5」とする。

市議案第 1 2 1 号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の設定について
議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和 3 年（ 2 0 2 1 年 ） 1 1 月 2 9 日 提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（ 提案理由 ）

期末手当の支給割合を改正するため，提案するものである。

豊中市条例第 号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年豊中市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）	（ 改 正 後 ）
<p>第7条（省略）</p> <p>2 期末手当の額は、前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）においてその者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4)（省略）</p> <p>3（省略）</p>	<p>第7条（省略）</p> <p>2 期末手当の額は、前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）においてその者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の207.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4)（省略）</p> <p>3（省略）</p>

第2条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）	（ 改 正 後 ）
<p>第7条（省略）</p> <p>2 期末手当の額は、前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）においてその者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の207.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各</p>	<p>第7条（省略）</p> <p>2 期末手当の額は、前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）においてその者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の215</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号</p>

(現 行)	(改 正 後)
号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) ~ (4) (省 略) 3 (省 略)	号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) ~ (4) (省 略) 3 (省 略)

附 則

この条例は，令和3年12月1日から施行する。ただし，第2条の規定は，令和4年4月1日から施行する。

市議案第 1 2 2 号

市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例
の設定について

市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に設定するものとする。

令和 3 年（ 2 0 2 1 年 ） 1 1 月 2 9 日 提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（ 提案理由 ）

期末手当の支給割合を改正するため，提案するものである。

豊中市条例第 号

市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 市長等の給与に関する条例（昭和28年豊中市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）	（ 改 正 後 ）
<p>第4条（省略）</p> <p>2 前項の場合において、「職員」とあるのは「市長等」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の222.5</u>」と、「給料及び扶養手当の月額並びにこれら」とあるのは「給料の月額及びこれ」と、「合計額とする」とあるのは「合計額に、その合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額とする」と読み替えるものとする。</p>	<p>第4条（省略）</p> <p>2 前項の場合において、「職員」とあるのは「市長等」と、「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の207.5</u>」と、「給料及び扶養手当の月額並びにこれら」とあるのは「給料の月額及びこれ」と、「合計額とする」とあるのは「合計額に、その合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額とする」と読み替えるものとする。</p>

第2条 市長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）	（ 改 正 後 ）
<p>第4条（省略）</p> <p>2 前項の場合において、「職員」とあるのは「市長等」と、「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の207.5</u>」と、「給料及び扶養手当の月額並びにこれら」とあるのは「給料の月額及びこれ」と、「合計額とする」とあるのは「合計額に、その合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額とする」と読み替えるものとする。</p>	<p>第4条（省略）</p> <p>2 前項の場合において、「職員」とあるのは「市長等」と、「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の215</u>」と、「給料及び扶養手当の月額並びにこれら」とあるのは「給料の月額及びこれ」と、「合計額とする」とあるのは「合計額に、その合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額とする」と読み替えるものとする。</p>

附 則

この条例は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

市議案第 1 2 3 号

勤務時間及び休暇に関する条例の一部を改正する

条例の設定について

勤務時間及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和 3 年（ 2 0 2 1 年 ） 1 1 月 2 9 日 提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（ 提案理由 ）

不妊治療休暇の付与日数を拡充するとともに，当該休暇に関し一定の範囲内において給与を減じないこととするため，提案するものである。

豊中市条例第 号

勤務時間及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

勤務時間及び休暇に関する条例（昭和28年豊中市条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）	（ 改 正 後 ）
<p>（休暇の種類）</p> <p>第9条 職員の休暇は、年次有給休暇、特別休暇、介護休暇、<u>介護時間及び不妊治療休暇</u>とする。</p> <p>（特別休暇）</p> <p>第12条 特別休暇は、療養休暇、<u>生理休暇</u>、出産休暇、通院休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、育児参加休暇、ドナー休暇、ボランティア休暇、服喪休暇、結婚休暇、夏季休暇、長期在職休暇、看護休暇、短期介護休暇及び臨時休暇とする。</p> <p><u>（不妊治療休暇）</u></p>	<p>（休暇の種類）</p> <p>第9条 職員の休暇は、年次有給休暇、特別休暇、介護休暇及び<u>介護時間</u>とする。</p> <p>（特別休暇）</p> <p>第12条 特別休暇は、療養休暇、<u>生理休暇</u>、<u>不妊治療休暇</u>、出産休暇、通院休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、育児参加休暇、ドナー休暇、ボランティア休暇、服喪休暇、結婚休暇、夏季休暇、長期在職休暇、看護休暇、短期介護休暇及び臨時休暇とする。</p> <p><u>（不妊治療休暇）</u></p> <p><u>第14条の2 不妊治療休暇は、職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められるときに、年度を通じて5日（体外受精その他の市長が定める不妊治療に係るものである場合にあつては、10日）の範囲内において与えることができる。この場合において、不妊治療に係る通院等のためこれらの日数を超えて勤務しないことが相当であると認められるときは、さらに6日の範囲内において不妊治療休暇を与えることができる。</u></p> <p><u>2 前項後段の不妊治療休暇については、一般職の職員の給与に関する条例第18条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。</u></p>

(現 行)	(改 正 後)
<p><u>第 2 6 条の 3 不妊治療休暇は、職員が不妊治療を受けるため、市規則で定めるところにより、年度を通じて 6 日を超えない範囲内で勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</u></p> <p><u>2 不妊治療休暇については、一般職の職員の給与に関する条例第 1 8 条の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、同条例第 2 3 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額する。</u></p> <p>(特別休暇等の承認)</p> <p>第 2 7 条 特別休暇、介護休暇、介護時間及び不妊治療休暇については、市規則で定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。</p>	<p>(特別休暇等の承認)</p> <p>第 2 7 条 特別休暇、介護休暇及び介護時間については、市規則で定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。</p>

附 則

- 1 この条例は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 令和 3 年度におけるこの条例による改正後の勤務時間及び休暇に関する条例第 1 4 条の 2 第 1 項の規定の適用については、同項中「 5 日」とあるのは「 2 日」と、「 1 0 日」とあるのは「 4 日」と、「 6 日」とあるのは「 6 日から令和 3 年度における勤務時間及び休暇に関する条例の一部を改正する条例（令和 3 年豊中市条例第 号）による改正前の第 2 6 条の 3 第 1 項の不妊治療休暇の承認を受けて勤務しなかった日数を減じた日数」とする。
- 3 技能職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和 2 9 年豊中市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 2 項中「介護休暇」を「不妊治療休暇（当該職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇のうち市規則で定めるものをいう。）、介護休暇」に、「介護時間」を「又は介護時間」に改め、「又は不妊治療休暇（当該職員が不妊治療を受けるため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）」を削る。
- 4 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和 2 8 年豊中市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 2 項中「介護休暇」を「不妊治療休暇（当該職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇のうち管理規程で定めるものをいう。）、介護休暇」に、「介護時間」を「又は介護時間」に改め、「又は不妊治療休暇（当該職員が不妊治療を受けるため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）」を削る。